

4 雇用状況等の調査表

提出者	住 所
	商号及び名称
	代表者職名・氏名 印
	電 話 番 号
	作 成 者

調査基準日：令和2年11月1日

(1) 障害者の雇用状況

従業員総数①	障害者数②	雇用率②/①
		% (パート及び日々雇用者を含む。)

●障害者の雇用の促進等に関する法律

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

障害者の雇用対策としては、障害者雇用促進法において、企業に対して、雇用する労働者の2.2%に相当する障害者を雇用することを義務付けています（障害者雇用率制度）。

(2) 次世代育成状況

(1)働く女性応援中小企業 認証	有 ・ 無	(2)仕事と生活の調和 推進企業認証	有 ・ 無
---------------------	-------	-----------------------	-------

※福島県の認証が必要となりますので、下記内容を確認のうえ、有無に○をつけてください。

●福島県次世代育成支援企業認証制度とは

仕事と育児が両立できる職場環境づくりに取り組んでいる中小企業、及び少子高齢社会を見据えて、育児に加えて介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりに総合的に取り組んでいる企業をそれぞれ県が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みの促進を図り、もって次代の社会を担う子どもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的とする。（認証制度）

(1) 「働く女性応援」中小企業認証

中小企業（常時雇用する労働者の数が300人以下の企業をいう。以下同じ。）における子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業を認証する。

(2) 「仕事と生活の調和」推進企業認証

仕事と生活の調和がとれた、男女労働者が共に働きやすい職場環境づくりを促進するため、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の公正処遇、職場における男女共同参画について、総合的な取組みを行っている企業を認証する。